



登録教習機関の代表者変更について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号、以下「法」という。）第77条第3項において準用する法第47条の2の規定による法第46条第4項第2号の事項の変更の届出がなされたので、法第112条の2第2項第2号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

1 登録教習機関の名称等

林業・木材製造業労働災害防止協会

2 技能講習業務を行っている事務所の名称及び住所

林業・木材製造業労働災害防止協会 長野支部

長野県長野市岡田町30番16号

3 代表者

変更前 会長 中崎 和久

変更後 会長 平方 宏

4 変更年月日

令和8年6月15日

令和8年7月31日

長野労働局長

